

会 議 録

名 称	令和5年度第4回目黒区男女平等・共同参画審議会
日 時	令和6年2月15日（木） 午後6時30分～午後8時40分
会 場	目黒区総合庁舎1階 E会議室
出席者	（委員）岩田、神尾、小出、小林、板井、片渕、久保、齊藤、川越、平林、干場 （区側）総務部長、人権政策課長、事務局
傍聴者	なし
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・実施方針及び要求水準書（案）概要（目黒区ホームページ抜粋） ・要求水準書（案）【維持管理・運営業務編】（抜粋） ・施設相関図 ・事業スケジュール
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 目黒区男女平等・共同参画センターのあり方について 3 閉会
会議の結果及び主要な発言	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 <ul style="list-style-type: none"> ・定足数、傍聴者の確認 ・資料確認 2 目黒区男女平等・共同参画センターのあり方について <p>《事務局説明》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区は、新たな区民センターの建替えを区有施設整備のリーディングプロジェクトとして進め、男女平等・共同参画センター機能も移転する予定。この度、PFI法に基づく実施方針と、区が事業者を求める最低限の業務水準を示した要求水準書案を作成した（1月16日メールにて各委員に情報提供）。2月22日まで区民意見を募集中であり、意見要旨を取りまとめ、3月下旬頃に区公式ウェブサイトで公表する予定。 ・現男女センターの各機能については次の方法で担保する。①資料室は図書館内に専用コーナーを設置、②現在と同等の相談室2室を設置、③研修室と会議室は区民交流活動室（仮）を利用、④談話・交流コーナーは新たな区民センターの共用部（フリースペースなど）を活用する。 ・要求水準書(案)【維持管理・運営業務編】P31～33には、男女センター機能の運営業務に関し事業者の範囲を示し、事業者を求める業務水準を記載している。 <p>《委員意見》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○現在の推進計画上の人権政策課担当事業で、事業者が担当するものはどれか。 →男女センターが実施している啓発活動等は基本的に事業者が企画運営する予定。相談業務、オンブズ運営、他機関との連携の中心は区の役割と考える。 ○推進計画の拠点施設機能に関する事業は全て指定管理者が運営するのか。

	<p>→講座等における保育者の配置は、区が行う事業となる予定。計画事業の分担は精査が必要だが、区が関与するので事業者だけで進めることはない。啓発や講座に関する事業は基本的に事業者が運営することになる。</p> <p>○どのように啓発するかについても事業者に委ねられるのか。</p> <p>→これまでの政策的な経緯などを区が事業者の説明した上で、事業者が新たな視点を加えて事業を実施することを想定している。</p> <p>○推進計画に沿って事業を実施すべきと思うが、要求水準案は曖昧ではないか。</p> <p>→具体的に書き込み過ぎて、応募者が少なくならないよう考慮した案である。</p> <p>○計画に沿ったきめ細かい取組を事業者を実施させることで齟齬は生じないか。</p> <p>→事業者決定後に調整を重ね、取組の質を高めていきたい。</p> <p>○区が行ってきた採算性を度外視した事業を指定管理者に行わせるのだろうか。</p> <p>→事業者には、オンライン化や新たな視点を加えるなど、民間のノウハウを活かして事業運営してもらうことを期待している。</p> <p>○推進計画事業は、幅広い関係部署が密に連携して実施するものだが、指定管理者制度導入によっても連携が可能なのか。</p> <p>→推進計画を進めていく主体が区であることは変わらない。</p> <p>○事業評価に使う事業実績報告は事業者が調査し、取りまとめるのか。</p> <p>→審議会が行う事業評価のための事業実績報告は区が作成する。</p> <p>○現在の事業規模を保った上で提案するよう、事業者に伝わる内容にするべき。</p> <p>→事業者には、条例や推進計画等について把握した上で、事業を提案してもらうことを求めていく。要求水準書は、最低限満たしてほしい水準であるが、条例や計画を踏まえて取り組まれるよう、記載は検討したい。</p> <p>○事業者は、参加者少数の事業を実施しないのではないか。</p> <p>→申込みが少なかったとしても区が行う事業は実施してもらうことになる。</p> <p>○民間に依頼することで現在よりレベルアップさせたいという考えか。また、区はどのような事業者を想定しているのか。</p> <p>→他自治体で男女センターの運営委託を受けているような事業者が想定できる。指定管理者の候補は、それぞれの得意分野を持つ事業者とグループを組み、応募することになる。</p> <p>○毎年の運営報酬は、男女センター運営など業務ごとに支払われるのか。</p> <p>→運営報酬は一括して支払われる予定である。</p> <p>○事業者選定における各機能の点数配分、男女センター運營業務の配点割合はどのようなのか。</p> <p>→審査は整備事業審査委員会が行い、配点については検討中と聞いている。</p> <p>○男女センターの運營業務について要求水準に達しない場合はどのような総合評価となるのか。他分野の評価が高ければその事業者が選定されるのか。</p> <p>→要求水準を満たしていない提案は欠格となり、その事業者は選定されない。</p> <p>○令和31年度末まで同じ事業者に委託するのか。男女センター運営に問題があるときはどうなるのか。</p> <p>→事業期間の終期は令和31年度末。期間中は事業者が利用者アンケートと自己評価等を基に評価し、区に報告することになっている。評価は指定管理者制度における評価と同様のレベルで区が行えるよう検討中だが、評価結果にどう対</p>
--	--

	<p>応できるようにするかは今後の検討事項。</p> <p>○指定管理者による事業運営は、原則として期間中に変更はできないのか。 →基本的にそのとおり。ただし、区の方針に沿わない場合には放置できない。</p> <p>○性の多様性の尊重の推進については、運営方法が区の方針に即しているかの判断が難しいと思う。運営事業者にはある程度明確な基準が示されるべきだが、明確な基準が作りにくい分野では運営が困難なのではないか。 →講座の内容などについては区の承認が必要である。男女平等・共同参画センターの事業であれば人権政策課が承認することになる。</p> <p>○15年間の運営期間は長い。男女センターの運営が良好でない場合に運営事業者が変更できるような解除条件も付しておくべきではないか。 →公募等に当たっての最低水準を示しているが、契約時には詳細な内容を盛り込む必要があると考えている。ご心配の点は担当課にも伝えたい。</p> <p>○要求水準書でもっと細かいことも決めておくべきではないか。 →要求水準を細かくし過ぎると、事業者がグループを組む際、適切な事業者が見付けられない心配がある。そうした懸念を担当課に伝えつつ進めていきたい。</p> <p>○契約から事業開始までの10年で時代の流れも変わっていると考えられ、運営事業者まで決めてしまうことは心配である。 →10年後開始の取組について、今の状況で決め過ぎない方がよいという考え方もある。適切な事業者に運営してもらうために、最善のバランスを考えていく。</p> <p>○要求水準の「実施体制」の職員配置基準についてはどのように評価するのか。 →資格要件はないが、過去に経験されてきた学業の分野や職務経験などから判断することを想定している。</p> <p>○区は男女センターのセンター長と職員の最低2名体制を要求しているのか。 →最低水準としてはそのとおりである。</p> <p>○実施体制の要求水準として、「センター長及び職員は、目黒区の男女平等・共同参画政策のこれまでの歴史と男女平等・共同参画推進計画の内容を理解し、毎年出される男女平等・共同参画審議会による事業評価における提言に沿った事業を行うこと」を追加すべきではないか。 →運営事業者には区の政策の歴史や推進計画の内容、審議会による事業評価等について人権政策課からしっかり伝えた上で運営していただくことになる。</p> <p>○応募時にセンター長候補として具体的な人物が提案されるのか。 →人物の提示ではなく、必要な人材を配置できる事業者であることが応募条件。</p> <p>○施設管理などは比較的簡単に外部委託でき、管理状況を確認すればよいが、人の意識や心の問題を取り扱う事業は区が直接行う方がよいのではないか。</p> <p>○10年後開始の業務委託契約は、事業者が応募するリスクが高いのではないか。</p> <p>○要求水準書案のセンター長と従事する職員1名は兼務になり、本格的な人材は期待できないのではないか。やはり直営がよい。</p> <p>○区が建物など設備を造り、翌年から運営を依頼するなら応募者がありそうだ。</p> <p>○建設事業と運営事業は分けて事業者を選んだ方がよい。</p> <p>○一般的に事業会社には人員計画があり、人員削減の規模に見合った事業をアウトソーシングすることを決める。今回は、先にアウトソーシングが決まり、事業計画や人員計画との関係が見えない点に不安がある。様々なニーズに対応し</p>
--	--

	<p>ていくと組織が肥大化するので、対応する範囲を考えておく必要がある。</p> <p>→新たな区民センターの計画は、担当課が事業者ヒアリングなどしながら検討を重ね、このようであれば進められると判断した内容になっている。男女平等・共同参画センターのアウトソーシングが目的でないことはご理解いただきたい。男女センターについては、認知度や利用率の引き上げが課題とされてきた。中目黒スクエアの上層階から区民センターに移転することで、人の往来や交流が増え、人々の意識が良い方向に流れるのではないかとの期待もあり、区民センターにおいて指定管理者が運営する計画となっている。</p> <p>○新たな区民センターに移転することは良い。認知度が高まり、区民センター内で連携して活動が支援されることは、現在の課題解決につながると思う。さらに、現在の男女センターの規模感を変えずに移転できるとなるとよい。</p> <p>→区有施設全体の施設更新経費が多額であり、各施設を複合化や多機能化していくことは避けられない。男女センターでしか行われなかった活動が区民交流活動室（仮）などでも展開される利点もある。</p> <p>○指定管理者制度で運営する宝塚市の男女センターでは、盛んに交流が行われ、海外で学んだ経験がある人がセンター長に就いていた。制度自体は悪くなく、専門的な勉強をした人がスタッフとしてセンター業務に従事することは本来望ましいことだと思う。区の予算で施設運営・維持管理している中目黒スクエアで、今の利用状況ではもったいない。また、数年で異動する区職員よりも長期間従事するスタッフの方が専門的で効果的な取組ができるのではないか。</p> <p>○要求水準書ではセンター長として、「男女共同参画関係法令等を熟知し、男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進するために必要な知識及び経験等を有する者」を求めているが、そのような人材はいるのだろうか。</p> <p>○民間で専門的知識等を備えた人に運営を任せるのはよい。</p> <p>○男女平等を進めるには日本の文化のようなものを変える地道な努力が求められる。男女平等を閉じ込めるより共用スペースの方が、関係者以外にも伝わるかもしれない。良い事業者に運営を任せられれば、希望がないわけではない。</p> <p>○指定管理者による男女センター運営の成否は最終的には金銭的な問題ではないか。契約10年後に事業を開始することは事業者にとってリスクで、コスト増は避けられない。建物・設備の整備と運営を分け、施設整備を低コストで行って、低コストでうまく運営できる委託業者を探す方がよいのではないか。</p> <p>○今日の審議の意見によって、男女センターが新たな区民センターに入ることや、事業者が男女センターを運営する方向性が変わる可能性はあるのか。</p> <p>→事業者の公募に向けた実施方針や要求水準書案が公表され、審議会での説明の後、どのような検討しているのかを情報提供するため、本日の開催に至った。</p> <p>○ハードには予算が付きやすく、ソフトは予算が付きにくいので、一括にした方が事業者はソフトに経費を回しやすいかもしれない。男女センター長としての人材を重視するならば、区が直接雇用もあるのではないか。</p> <p>→敷地内の空いたスペースで事業者は収益を上げることができ、民間収益事業も含め応募事業者に提案してもらおう。新たな区民センターだけでなく、敷地全体としてどう利益を生み出せるか、事業者には考える余地がある。</p> <p>○男女センター事業は公益のために行うもので、セミナー等で利用料金を徴収す</p>
--	--

ることは条例の理念に反し、政策の後退を意味するのではないか。利用料を徴収すると参加しづらくなるのではないか。

→指定管理者が事業計画を立てる際に区の承認を得ることになる。個別の事業等において利用料を徴収するかどうかは今の指摘を踏まえて検討していきたい。

○民間事業者であれば有料でも参加したいという企画が生まれる可能性もある。

○徴収を可能としているだけで常に徴収する扱いとはなっていない。事業者ができることの範囲を広げておくため、余地を残すことは問題ないのではないか。

○様々な工夫を生み出すにはお金をかける必要があると考えられる。

○「収入」は「利益」ではない点にも注意が必要である。

○利用料を払って参加すれば、熱心に聞く傾向にあることも考慮すべきである。

○団体活動においても、報酬までではなくても運営には経費がかかるので全くの無償では成り立たない。

○基本的な運営経費は区が負担するのではないのか。

→利用料徴収を可として、徴収するかどうかは事業者が個別に企画することになる。経費をかけ高い効果が見込める企画の可能性を排除しない意味である。

○収入ではなく経費とする扱いにした方がよいのではないか。

○参加料設定には区の承認を要するため、問題のある設定にはならないのでは。

○講師依頼には経費がかかるため、受益者負担は必要に応じてあってもよい。

○事業者に創意工夫を求めていく中で、収益事業は不可としてもよいか。本来、事業者には収益が必要であり、事業者もそれを見込んで応募するのだろう。

○利用料徴収については区の承認による制約があるので、取組の自由度を確保する意味でこの部分はあってもよい。

○男女平等・共同参画に関する取組は収益事業ではないが、取組の過程で関係者が収益を得ることは普通である。利用料の徴収を可能にする方法は問題ない。

○営利社団法人は利益を求めるのが通常で、公益事業として収益を上げることができないならば、営利社団法人にこの事業は担ってもらえないことになる。

○利用料の徴収は最小限に抑えつつ、徴収は可能にしておく方がよい。

○区民活動交流室の利用において、男女平等・共同参画に関する活動をしている登録団体の使用はどのように配慮されるのか。

→令和7年度から男女センター利用団体は登録団体（区民団体）の区分となり、現在と同様に利用申込みの時期や使用料について優先的な取扱いとなる。

○男女センターの執務室はどのようなスペースを想定しているのか。

→施設整備業務に関する要求水準書では「各機能の配置に合わせ、効率的に業務執行を行うことができる適切な場所に適切な規模の職員執務室を設けること」と記載している。詳細は事業者からの提案による。

○男女センター職員の執務室は専用ではないのか。

→専用ではなく、他の機能に従事する職員も一か所に集まって執務するスペースとなる見込みである。ただし、看板等を設置し、男女平等・共同参画センターであることが見て分かるようにしてほしいということは伝えている。

○センター長は兼務か専任かを決めておかないと、兼任になってしまうと思う。

3 閉会

以 上